

事業主のみなさまへ

障害のある方の「法定雇用率」が  
変わります。

障害者法定雇用率(民間企業)

**2.2%**

平成 30 年 4 月～

※平成33年4月までには、更に「2.3%」へ引き上げられます。

## あわせて、精神障害者である短時間労働者の 算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者(※)に関する算定方法を、以下のように見直します。

**精神障害者である短時間労働者**であって、

雇入れから3年以内の方 又は  
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方  
**かつ、**  
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、  
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

※1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。

### 雇用率算定方法

対象者  
1人につき **0.5 → 1**

※上記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

障害がある方もない方も  
共に働くを当たり前に



厚生労働省

大阪労働局 ハローワーク